

令和2年度 事業計画書

公益財団法人 中国労働衛生協会

令和 2 年度 事業計画

I 令和 2 年度の展望および基本方針

急速な少子高齢化の進行により生産可能人口が急速に減少し、それに伴い労働健診受診人口の減少が進んでいる。そういう社会情勢の中にあるが、当協会の基本的な事業方針は現在の事業規模を維持しつつ公益法人としての使命を果たして行く事とする。

1.健診について

労働人口が減少して行く中、現在の顧客数を維持しつつ、収益を確保して行くためには以下の方針で運営する。

① 選ばれる健診機関であること

「当協会が“選ばれる”総合労働衛生機関であるために」、他の総合労働衛生機関といかに差別化を図るかを考えながら事業運営を行う。それを目的として、信頼される質の高い健診を提供すること、即ち時代に即応した精度の高い健診を提供することと、さらに良好な接遇の実践が重要となる。そのため職員の最新の医療知識の習得とスキルアップを推進し、それぞれの確な研修と積極的な学術活動、加えて自己研鑽が行えるよう協会としても可能な限り支援する。

② 健診対象の拡大

継続して増加する高齢者を対象とした健診、また労働健診の対象とならない自営業、主婦などの人達を対象とした健診を拡大し、各年齢層の健康の保持増進に寄与する。そのためには企業のみでなく地域にも着目し、その目的で施設健診の強化も行う。

③ 健診内容の強化

労働者を対象とした健診のみでなく、前述の対象にも対応すべく、有用性を吟味しつつ、時代に即応し有意義でかつ魅力的なオプション検査の導入と推進を行う。

2.産業保健活動について

産業保健活動は当協会事業活動の柱の一つであり、本来の当協会の社会的使命でもある。

近年、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法である、「健康経営」が国により推進されている。本来当協会は、産業医、保健師などにより契約事業場にて産業保健活動を推進してきたが、今後「健康経営」のコンセプトを基本とする立場に立ち、それをサポートする体制を構築して行かねばならない。昨年 4 月より働き方改革関連諸法案が実施されたが、「健康経営」は「働き方

改革」そのものであり、今後当協会が地域のパイオニアとして推進すべき課題でもある。職員はその理念を理解し、内外でその普及、推進に努める。当協会は2019年度健康経営優良法人大規模法人部門(ホワイト500)の認定を受け、さらに昨年末より150名弱の職員が「健康経営アドバイザー」資格を取得しており、今後さらに職域・地域での「健康経営」の普及・拡大のニーズに応じて行く。その目的で、当協会の基本方針第六項を「健康経営を推進します。職員の健康の保持・増進のため積極的に投資します。職員が安全で心豊かに働くことができるよう、職場環境の改善に努めます。事業場の健康経営の推進をサポートします。」に変更した。

3. 広報活動について

上記の事業活動の実践に際し、当協会の活動内容を普く周知することは顧客数の維持につながり、当協会の機能の社会的有効活用にもつながる。広報活動はそのために重要であり、各職員はその意義を理解し、積極的に協力する。本年は昨年にも増して健康情報提供と併せて、積極的に当協会の活動内容を広報して行く。

4. 人事給与制度の改正

本年度はかねてよりの懸案であった、人事給与制度の改正を行う。新制度は人事評価に客観性があり、それぞれ説明責任の果たせる透明性の高い制度とし、各自の業績、能力、努力が正当に評価される制度であることを大前提とする。今年度は試用期間とし、来年度よりの本格導入を図る。

昨年同様、職員が協会理念「私たちは職域、地域において、働く人とその家族の健康の保持・増進に貢献します」を常に念頭に置きつつ、一致団結しその達成を図ることを目標とする。即ち、各自が自己の職務に誇りを持ちつつ、継続してスキルアップを図り、組織としてまた個人としてたゆまなく成長して行けるよう心掛ける。

II 令和2年度の目標

1. 事業の総収入は30億円を確保し、経営計画(5か年)の達成を図る。
2. 協会内で「働き方改革」を実現するため、「健康経営」を推進する。また地域・職域でも、「健康経営」の普及・拡大を支援する。
3. 人材育成を目的とした、公明・公正な人事給与制度を確立する。
4. 高額な医療機器等固定資産の保守管理を徹底し、突発的かつ多額な支出の抑制とその他無駄な経費の削減に努める。

Ⅲ 主要基本施策

1.健康診断事業の推進

良質な健康診断実施のため、当協会のモットーである「正確・迅速・親切」を徹底する。優れた接遇により心のこもった受診者への対応と的確なマネジメントを行う。また、各自が健康診断に必要な技術の向上や知識の習得を図り、必要な資格の取得・維持を継続的に行う。今後、人口減少が進む中、健康診断実績の確保を目指し、高付加価値健診への対象者の掘り起し、健康維持に有益で魅力ある新しい検査の導入・開発等を積極的に行う。なお令和元年度 5 月から改元に伴い本人用結果報告書を一新している。サービスの一環として受診者が見易く、受診者の健康管理に寄与できる様式の結果報告書となるべく努力した。ドック健診受診者の報告書は保健指導内容を含めた冊子タイプとし、付加価値を高めている。

(1)労働健診

平成 30 年度から、厚生労働省労働基準局長通達「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」により、定期健康診断項目への血液及び心電図検査の追加実施の推進を行っているが、令和 2 年度も引き続き実施拡大を図る。

労災二次健康診断は、福山本部・尾道検診所に続き、平成 31 年度より鳥取検診所でも開始した。他検診所においても必要とされる実施手技の習得・研鑽と併せて、受け入れ態勢の確立に努める。

50 人以上の事業場では、年 1 回以上労働者に対して「ストレスチェック」の実施が法律で義務付けられてから 3 年が経過した。今後もスムーズな運用が出来るように、対象事業場との連携を図る。

労働安全衛生法改正による特定化学物質障害予防規則等、特殊健康診断について、事業場の業務内容等の調査を徹底し、適切な健康診断の実施が出来るように働きかける。

令和元年度は、厚生労働省が進める風疹抗体検査を行った。ただ、クーポン券の発送が年度初めに各市町村できていなかったこと等で、実施は全国的にも低調に終わっている。厚生労働省より改めての推進依頼も来ており、令和元年度未実施者と令和 2 年度の対象の年齢を合わせて実施の拡大を行う。

全国健康保険協会は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断として実施された検査結果を、特定健康診査結果として提供するよう各健診機関に要請しており、引き続き積極的に協力する。

また、労働健診から生活習慣病予防健診および半日ドック等の高付加価値健診への移行を図り、有用かつ魅力あるオプション検査の提案を行うなど、受診者のニーズに合致した健診の提案を行う。

本年 4 月より、福山本部健診センターに於いて、健診当日医師による画像系

および血液検査結果等の結果説明、保健師による保健指導を行う本格的人間ドックを開始する計画で現在準備中である。

尾道検診所の増改築工事が完了し、令和元年 7 月より健診を開始している。機器の整備も順調に進み、8 月には増設したレディースフロアでのマンモグラフィ検診と子宮頸がん検診を開始し、10 月より胃部内視鏡検査もスタートした。引き続き専門医師および技術職の確保を図り、施設健診が毎日実施できる体制への移行を図る。

(2)生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診については、引き続き全国健康保険協会及び健康保険組合等の協力を得て受診勧奨を行い、労働健診から生活習慣病予防健診及び半日ドック等の高付加価値健診への移行を積極的に図る。

(3)胃がん、肺がん検診

国、地方公共団体等は以前から“がん検診”の受診率の向上に取り組んでいる。国のガイドラインで胃部内視鏡検査も胃がん検診として認められるようになったことから、胃がん検診の環境が変わりつつあるが、今後の動向を注視しつつ従来通り積極的に推進する。胃部内視鏡検査は福山本部、米子検診所、鳥取検診所に続き、昨年10月より尾道検診所でも開始しているが、要望に合わせて今後鋭意拡大予定である。

また、当協会の低線量胸部 CT 検査は、他機関に比し低価格であり、肺がんの早期発見に有用である旨の広報活動を積極的に行い、より一層、地域社会における“肺がん”の早期発見に貢献する。特に喫煙者には積極的に毎年実施の勧奨を行う。

(4)地域住民に対する特定健康診査

尾道市および江府町の特定健康診査については、引き続き関係行政機関と連携を密にし、より多くの住民に対して、市町のがん検診とセットにして受診するよう勧奨する。

なお、他の市町における特定健康診査(住民健診)は、関係機関との連携を図りつつ、市町との実施契約が出来るよう環境整備に努め、施設健診の拡充を図る。

(5)社会的弱者及び利便性の悪い地域に対する健康診断

特別養護老人ホーム等の施設利用者に対する健康診断(無料の胸部 X 線検査)については、撮影可否等の条件説明を徹底したうえで、実施施設を維持・

拡大するよう努める。なお、他機関で実施している対象までを無料で実施するものではない。また、健康診断の受診機会に恵まれない中山間地域や島嶼部に居住する人々に対しても、従来どおり積極的にその場を提供する。

(6)精密検査未受診者への受診勧奨

胸部 X 線、胸部 CT、胃部 X 線、胃管内視鏡、便潜血、PSA、腹部超音波、子宮頸部細胞診および肝炎 (HBV、HCV) 検査の精密検査結果の返信がない受診者に対し、概ね健診受診4か月後に受診勧奨ハガキの送付を行って来た。これにより疾病の早期発見、早期治療ができたとの感謝の声も度々聞かれるところである。引き続き精密検査受診者の増加に向けて取り組みを拡大・強化して行く。

マンモグラフィについても、個人宛の書面にて精密検査受診の有無と受診した医療機関および受診結果等の照会、また未受診者に対しては受診勧奨文書の送付を行って来た。この試みも精検受診率の向上に貢献できていることが明らかであるので、引き続き受診勧奨を行っていく。

胃部 X 線及び胃管内視鏡検査においては、返信率及び精度管理向上を目的として、精密検査等結果通知書の書式を国立がんセンターが使用している精密検査結果報告書(市町村で使用)の様式に順次変更した。

(7)オプション検査の推進

福山本部では近隣医療機関と提携し、脳ドック(MRI 検査)を平成 30 年度から開始した。また、平成 31 年度より血圧脈波検査装置を導入し、頸動脈超音波検査を加え、脳血管疾患のリスクを評価するオプション検査を設けた。特に運転業務を行う事業場を中心に検査の推進を図る。

平成 30 年度に新規導入したロコモ健診は、その効果の判定・評価を含めながら定着を図り、運動習慣および有効な運動方法につき啓発・支援する。さらに、福山本部では令和元年度末に軽度認知障害を(MCI)を早期発見するための認知機能検査「あたまの健康チェック」を導入した。今後、高齢労働者等の健康保持の一助となるように脳ドックなどと組み合わせたコースも検討する。

(8)げんきサポートクラブの会員増強

定年退職者や主婦、個人事業主等、健診を受ける機会がない方をはじめ、受診方法がわからない方々に健診受診の機会を提供することを目的として、付加サービスを加えた“げんきサポートクラブ”(会員制)を福山本部において立ち上げている。引き続き会員の増強を図り特定健康診査やがん検診等の推奨・実施を行う。“げんきサポートクラブ”は、各検診所においても実施に向けて準備を行う。

2.保健指導等・健康教育事業の推進

公益財団法人として、多くの地域住民や働く人々の健康の保持・増進を図る(公益の推進)観点から、保健指導・健康教育を広く展開する。

(1)産業医契約事業場に対する活動

産業医契約事業場に対する活動については継続してこれを行い、契約事業場の作業環境管理・作業管理・健康管理等を支援する。近年、「従業員の健康管理を経営的視点で考え戦略的に実践する」という“健康経営”に民間でも関心が高まっている。今後、当協会の産業医・産業保健機能を活用し、関係事業場の“健康経営”のサポートを行うことも重要な使命になると推察され、対応できる体制を構築して行く。

なお、「ストレスチェック」における、一次予防としての「気付き」、二次予防としての「高ストレス者への対応」、さらに職場環境改善活動等はその重要性が増しているので、産業医、健康推進課を中心とした関係職員は、関係事業場で積極的に関与し、より信頼される対応を可能とすべく一層の研鑽を行う。

(2)特定保健指導の実施

特定保健指導の効果は証明されており、受診者の生活習慣病予防の観点で極めて重要な役割を果たしている。平成30年度から実績評価時期の見直し、受診当日の初回面接実施等が可能となったこともあり、各健康保険組合と連携を図り協議しながら実効性の高い方法を模索し推進する。なお、引き続き「協会けんぽ」からの要請に協力し、新たなる事業場の獲得を通じ実施人数の増員を図る。

(3)保健指導契約事業場に対する活動

保健指導契約事業場に対して、保健師・管理栄養士等による生活改善指導、健康管理、健康経営に関する情報提供等の活動の更なる充実と深化を図る。

(4)メンタルヘルス対策の推進

事業主が管理職等を対象に行うラインケアのためのメンタルヘルス教育訓練への支援を続ける。そのために、引き続き全国労働衛生団体 連合会が開催する「メンタルヘルス講習会」を積極的に活用し、医師・保健師等が計画的に参加することにより、それぞれのスキルアップを図る。また、臨床心理士(非常勤)とも連携して職員のスキルアップを図り、各事業場の要望に応じて適切な対応を行う。

(5)健康づくり支援

働く人々とその家族等の健康の保持・増進を目的とした「心とからだの健康

講座」は、公益目的事業の中核の一つをなすものである。本講座は、引き続き心身の健康保持・増進を目的として時宜を得たテーマを設定し開催する。なお、公益性を高めるため「心とからだの健康講座」は企業の衛生管理担当者のみならず、広く地域住民の方々も気軽に参加できる健康講座として開催する。参加を促すためには関係行政機関、産業保健総合支援センター等の協賛または後援を得ることも重要であり、ホームページ・Facebook・新聞等のメディアを通じて広報に努めて参加者を確保する。

福山本部では、令和元年 10 月に初回の骨粗鬆症対策をテーマとした「いきいきセミナー」を実施したが、令和 2 年 4 月に骨密度測定を行いその有用性を評価する。「いきいきセミナー」は対象を“げんきサポートクラブ”会員を中心とした健康に関するミニ講演会で、令和 2 年度内に 3 回実施予定である。

(6)健康づくりのためのイベント参加等

市町などが主催もしくは協賛する地域の「健康まつり」等に積極的に参画し、無料の体力測定や保健指導などを実施するとともに、より社会貢献出来る新しい取り組みも検討する。また、諸地方行政機関が主催もしくは協賛する「健康関連の委員会・協議会」などへも積極的に参加・協力する。さらに、地域自治会等が開催する健康関連の講話への講師派遣依頼があった場合には積極的に応じる。

(7)健康診断実施事業場の支援

健康診断実施結果をフィードバックするため、規模 50 人以上の事業場を対象に、受診全事業場のデータと当該事業場のデータを項目別に比較・集計した資料(含グラフ)を提供している。この資料は各事業所の健康管理・作業環境管理の改善に有用なデータであり、有効活用を積極的に働きかける。

(8)禁煙対策・受動喫煙対策の推進

当協会において敷地内禁煙は従前から実施しており、積極的に喫煙対策を推進してきた。能動喫煙による疾患リスクは言うまでもなく、受動喫煙の有害性は既に証明され、令和 2 年 4 月 1 日実施の改正健康増進法により受動喫煙防止の義務化(罰則付き)が全面施行される。要望がある事業場には受動喫煙防止対策を含めた喫煙問題全般について、引き続き講演や相談業務を行い、禁煙支援も積極的に行う。また、その経過中禁煙を希望する方に対し協会内で禁煙外来ができることが望ましく、その環境整備に努める。

なお近年は、新型タバコ(加熱式タバコ)のシェアが急速に拡大しているが、新型タバコの有害性の詳細は明らかになっておらず、タバコ会社が 90% 削減されていると喧伝しているがこれは一部の成分についてのみであり紙巻きタバコと変わ

らないという説もある。また、新型タバコをタバコと認識していない受診者もいるため、受診票を改訂し新型タバコに関する項目を新たに設定する。

当協会は、厚生労働省スマートライフ・プロジェクトに登録しており、受動喫煙防止ロゴマークの使用が可能である。引き続き名刺等に使用するのみならず、健診センター出入り口や検診車出入り口等にロゴマークを掲示し、受動喫煙防止の啓発活動を継続する。

3.作業環境測定事業の推進

作業環境測定は、作業環境管理のための重要指標で、労働衛生三管理の1つである。当協会は地域の作業環境測定の中核的存在であり、引き続き徹底した精度管理のもと、作業環境測定基準に沿った精度の高い測定と迅速な報告を行い、地域全体の労働衛生管理に寄与する。

新たに導入される「個人サンプリング法」(令和 3 年 4 月 1 日施行)に伴う「作業環境測定法施行規則・作業環境測定基準等の一部を改正する省令・告示」に対応するため、労働基準局長が定める特例講習の修了及び作業環境測定機関登録の追加登録(書換)を行い、施行後の実施に向けた体制作りに取り組む。

また、より結果が現場に生かされるよう特殊健診の判定にデータが反映されるべく努める。行政機関等へデータを提供し、環境改善策について提言し、相談があればこれに応じ、労働者の健康確保に寄与する。

4.広報活動の推進

当協会の知名度を高めることは、顧客の獲得に寄与するものと考えられ、協会の機能を社会的に役立てることができるので、職員はそれに積極的に協力する。

季刊誌「BLOOM」、月刊の「健康だより」は、協会事業の紹介と併せて、身近な健康の維持・管理に役立つ情報をタイムリーに提供するもので、その果たすべき役割は大きい。「BLOOM」について、読者のご意見やご要望等を確認するため令和元年秋号で全員にアンケート調査を行った。概して高評価の回答を頂いた。アンケート結果は職員で共有を図り、今後の内容の充実に益する資料とした。なお、平成 29 年に開始した「BLOOM」の医療情報である「特集そこが知りたい！！」別刷の配布(健診センター、巡回健診会場、公民館等の公的施設等にて)は、地域住民の健康意識の向上にも寄与しており継続する。

また、「健康診断・作業環境測定集計結果報告書」により、毎年の健康診断結果および作業環境測定結果の集積データを分析し、その結果を関係事業所および行政機関等に提供している。これは、国あるいは地方公共団体の施策立案にも貢献しており、今後も継続する。

ホームページは、健康情報、健康診断や協会行事等のタイムリーな情報提供の

ツールとして、継続的に内容の充実を図る。親しみやすく、魅力的な、顧客のニーズに合った情報を提供することを常に心がける。当協会の Facebook ページも開設3年目に入った。担当職員が編集・投稿し、アクティブな情報発信を行うと同時に、親しみやすい協会のイメージ構築を心がける。

さらに地域の広報誌等への投稿、FM ふくやま等のメディアへの出演を積極的に行い、当協会および事業内容のアピールに努める。

協会事業の成果報告と総括、さらに客観的評価の目的で「事業年報」を作成し、関係各所への配布を継続する。

IV その他の基本施策

1.コンプライアンスの遵守

コンプライアンス宣言の下、倫理規程・コンプライアンス規程・服務規程・各委員会の規程等を整備し一年が経過した。各職員は熟読・理解の上、配付したコンプライアンス・マニュアルを参考に支障なく業務を運営しており、コンプライアンスの概念が根付いて来ているが、さらにこれを徹底する。

2.人事給与制度改革

前述したごとく、従来の年功序列型に基づく人事給与制度を改め、職員の能力・業績・意欲が正当に評価される人事給与制度の確立を目指し、新制度案を検討中である。新人事給与制度は、4月に確立し、令和2年度を試用期間とし、令和3年度に本格稼働の予定である。

3.健康経営への取り組みの推進

令和元年度も健康経営優良法人 2020(大規模法人部門)認定を申請中である。理事長が率先して健康経営の取り組みを推進し、多くの職員が健康経営アドバイザーの資格を取得し健康経営の知識を深めている。令和2年度は地域における健康経営トップランナーとして、当協会のみならず各事業場においても産業保健の取り組みのひとつとして健康経営を推進していく。

当協会の本年度の注力課題は以下のごとくである。

- ①労働時間の適正化、ワークライフバランス・生活時間の確保
- ②メンタルヘルス不調等のストレス関連疾患の発生予防・早期発見・対応
(職場環境の改善など)
- ③生活習慣病などの疾病の健常者に対する発生予防

4. 個人情報の安全管理の徹底

当協会は、要配慮義務個人情報である健康情報を多数扱っている。

事故の発生を未然に防止するため、PMS(個人情報保護マネジメントシステム)を着実に運用する。各職員の教育に加え、各検診所においてリスクマネジメント部会を開催して事故発生事例を集積し、個人情報保護委員会で精査し対策を協議する。事故の再発を防止するために各事例は全職員で共有し、より強固な安全管理の徹底を図る。また内部監査を的確に実施する事により、管理状況を把握する。

5. 労働衛生サービス機能評価基準を基にした自主監査の実施

第三者評価を通じ労働衛生サービス機能評価基準に合致し、業務が適切に実施・維持されているかを検証し、必要に応じ改善して行くことは“社会的信頼を得る”ための重要な手段である。福山本部は、平成 31 年 2 月 8 日の訪問調査において良好な審査結果を得ることができ更新申請を行った。引き続き労働衛生サービス機能の更なる向上を図るため、「自主監査実施要領」による自主監査を的確に行う。

6. 事故の防止

医療事故はもとより、交通事故、健診機器や検診車の故障・トラブルは本来あってはならないものであり、事故を未然に防止するために、「標準作業書」に定めた手順に従い業務を進める。日頃から基本に則った作業を心掛けるとともに、不幸にして事故が発生した場合は「リスクマネジメント規程」に従い、医療倫理を念頭において適切な対応策を講じる。なお、アクシデント(事故)報告はもちろん、インシデント(ヒヤリ・ハット事例)を含めたレポートを、毎月各検診所で開催するリスクマネジメント部会にて報告・討議し、事故防止の徹底を図る。この報告は、リスク軽減・再発防止のため各職員が認識を共有する点において重要であり、遅滞なく行うことが重要である。また、同部会での討議内容は安全管理委員会にて報告する。各事例の問題点とその対策は全職員が周知・共有し、再発防止のための PDCA サイクルを機能させて行く。

7. 精度管理等の徹底

健康診断、作業環境測定 of いずれにおいても、信頼される結果を報告するためには高い精度管理が要求される。そのためには、最新の知識、技術等の習得が必須であり、医師・保健師・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師および作業環境測定士等の技術系職員は、スキルアップのため学会や研修会、講習会等へ参加し、その資質向上に努める。認定資格取得およびその更新に必要な研修等への参加を推進し、その必要性和効果を見極めた上で計画的に支援する。また、健診機器、

測定機器等の整備点検を定期的に行い、機器の精度の維持管理を徹底する。

外部機関が行う精度管理事業に積極的に参加し、最高ランク評価を維持することを目標とする。

8.学術活動の推進

医療技術系職員および作業環境測定士等の職員は、健康診断等日常業務の成果を積極的に学会・研究会で発表し、論文化するよう努める。発表は協会として支援する。学会・研究会での発表、学術論文投稿を積極的に行い、当協会の学術性の高さを証明することにより信頼性を高め、他機関との差別化を図る。

なお、令和元年度は、第92回日本産業衛生学会(1題)、また、第63回中国四国合同産業衛生学会(1題)、第60回日本人間ドック学会学術大会(5題)、第26回福山医学祭(6題)、日本総合健診医学会第48回大会(3題)において発表を行った。

9.予算の効率的・効果的執行

公益法人に求められる収支相償実現のため、適正な予算管理に努める。

収入においては、事業計画の進捗状況を月毎に適宜把握・検討することで、計画の達成を図る。支出においては、事業計画に沿って経費を適正に計上し、中期計画に則った機器等の整備・更新を行う。

10.効率的なシステムの運用

標準システムは、システムの開発言語の書換えが必要となり、平成30年度から部分的に先行して開始した。令和元年度から2年かけて残りの大部分の言語の書換えを行い、令和2年度までには完了する予定である。なお、システムの設計図たるドキュメント作成を令和3年度に完成させる。また、標準システム以外のオフィスコンピューターを利用しているシステムについては、順次クライアントサーバー方式へ変更する等、適切な対応を講じて行く。

令和2年度 健康診断等実施計画

1 健康診断

項目	人 員			金 額 (千円)		
	令和2年度	令和元年度	増 減	令和2年度	令和元年度	増 減
1 労働健診	285,550	280,092	5,458	1,471,360	1,428,073	43,287
(1)一般健診	167,330	171,348	-4,018	1,171,598	1,155,059	16,539
①全項目健診	147,034	140,215	6,819	1,114,884	1,068,563	46,321
②省略健診	20,296	31,133	-10,837	56,714	86,496	-29,782
(2)雇入時健診	4,135	4,179	-44	34,471	34,882	-411
(3)特殊健診	60,821	59,277	1,544	195,949	190,634	5,315
(4)その他	53,264	45,288	7,976	69,341	47,498	21,843
2 生活習慣病予防健診	79,712	77,268	2,444	1,259,109	1,247,423	11,686
(1)協会けんぽ	56,293	53,365	2,928	856,891	837,573	19,318
(2)組合健保	23,419	23,903	-484	402,218	409,850	-7,632
3 がん検診等	7,585	7,607	-22	38,044	32,312	5,732
4 住民・学校健診	31,970	39,721	-7,751	121,750	126,723	-4,973
5 その他				10,175	14,024	3,849
合 計	404,817	404,688	129	2,900,438	2,848,555	51,883
6 委託健診	0	0	0	0	0	0
7 社会的弱者健診	542	678	-136			

2 保健指導・健康教育

項目	事業場数等			金 額 (千円)		
	令和2年度	令和元年度	増 減	令和2年度	令和元年度	増 減
産業医活動	107	111	-4	48,087	48,063	24
保健指導	13	14	-1	2,227	2,297	-70
特定保健指導	87	92	-5	14,963	15,943	-980
心とからだの健康講座	6	6	0			
健康まつり	31	30	1			
地域自治会健康講話等	18	14	4			
メンタルヘルス	2	3	-1	780	790	-10

3 作業環境測定

項 目	単位作業場			金 額 (千円)		
	令和2年度	令和元年度	増 減	令和2年度	令和元年度	増 減
粉じん	323	320	3	9,851	9,760	91
特化物	610	600	10	8,159	8,080	79
有機溶剤	719	723	-4	26,028	26,173	-145
その他	153	149	4	2,601	2,533	68

4 調査・広報

BLOOM 年間4回発行(季刊誌) 5,500部×4回=22,000部

健康だより 毎月ホームページにて発信

健康診断・作業環境測定結果報告書 年1回 3,700部

事業年報 300部